

2021年度教育長の意識・行動に関する全国悉皆調査基礎集計

Descriptive Results of a Survey on
Policy Preferences and Behaviors of School Superintendents

廣谷 貴明*

HIROTANI Takaaki

Abstract

This study aims to shed light on the preferences and behaviors of school superintendents when it comes to formulating educational policies. The relationship between governors/mayors, local assemblies, and school superintendents is one of the most important research issues in policymaking on education. However, there has not been much research in the past that looks at how school superintendents have an impact on mayors and members of the local assembly. To address these issues, the author conducted an online survey of school superintendents in Japan. The response rate for prefectures and municipalities was 36.2% and 33.7%, respectively.

The following three points have been highlighted from the survey data collected. First, superintendents frequently communicate with staff members in charge of educational administration. In addition, school superintendents routinely contact the mayor, deputy mayor, school principals, vice principals, and members of the local assembly. On the other hand, they rarely interact with teachers (excluding school principals and vice principals), local residents, NPOs, private companies, and staff members of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology. Second, superintendents feel that the governor/mayor, members of the board of education, and school principals are cooperative in developing the education policy. In contrast, school superintendents feel that the staff of the finance departments, local assembly members, and local residents are somewhat difficult to deal with. Third, superintendents look to increase funding for education, support everyone equally, establish schools to meet the diverse needs of children according to their condition, and ensure the quality of educational policy through deregulation and post-evaluation rather than regulation. They also look to distribute power among the various actors in the process of formulating education policy, collaborate with non-educational administration departments, and carry out educational administration with respect for the will of the community rather than the will of professionals of educational administration professionals.

* 教育政策・評価研究部 研究員

1. 本稿の目的 — 教育政策過程における教育長の意識・行動の実態把握 —

本稿の目的は、地方政府での教育政策過程において教育長がいかなる意識をもっているのか、そしてどのようなアクターとどの程度の頻度で接触行動を起こすのかに関して、筆者が独自に実施した全国^{しっかい}悉皆調査から、その実態を明らかにすることである。

地方政府での教育政策過程における知事・首長、議会、教育委員会の影響力関係は1つの教育行政学における論点であり、これまでも多くの研究が蓄積されてきた（例：阿内 2021, 青木 2013, 村上 2011）。これらの研究で特に着目されてきたのは知事・首長や議会といった公選アクターの教育政策に対する影響力行使であり、公選アクターが影響力を行使する中で、教育委員会がいかに教育政策に対して影響力を行使してきたかについては主眼に置かれなかった。

一方で、教育委員会、特にそのトップである教育長に着眼した研究も数多く存在する（例：佐々木 2006, 露口・藤原編 2021, Alsbury 2008）。公選アクターと教育長との関係に着目したものとして、堀・柳林（2009）は、教育長を対象とした調査データをもとに、教育長が首長をいかに認識するか、そして認識の違いによる教育改革への影響を分析した。しかし、分析に用いている指標は教育長自身に対する首長からの影響力の主観的認識（例えば、首長が「教育政策についてアイデアや提言を積極的に出してくれる」と感じるかどうか）であり、教育長自身がいかに首長に対して影響力を行使しているかを測定するものではなかった。そのほか、村上・本田・小川（2019）や Aoki & Henig（2022）では、教育長の公選アクターに対する主観的認識を分析しているが、これらの研究は 2015 年度からの教育委員会制度移行のタイミングに着目して分析を行ったものであり、制度移行といった特別なイベント発生の影響を受けていないルーティン的な場面での認識を分析したものではない。

以上の先行研究の課題を踏まえて、本稿はルーティン的な場面における教育長の意識、及び公選アクター等の教育政策形成に影響を与えうるアクターとの接触行動の実態について、全国^{しっかい}悉皆調査集計から明らかにすることを目的とする。これらを明らかにすることを通じて、どのような教育長が教育政策形成に影響力を行使しやすい環境にあるのかを分析するための基礎的なデータを把握することを目指す。なお、教育長の教育政策過程における接触行動に関しては、河野（2007：94–95 頁）や村上・本田・小川（2019：556 頁）でも調査されているが¹、本稿の調査では、先行研究よりも接触相手の範囲を広げて、より包括的な行動実態を明らかにすることを試みた。

2. 調査の概要

本稿が用いる調査は、筆者が独自に実施した「教育長の意識・行動に関する調査」である。調査はインターネット調査を基本とし、インターネット上からの回答が困難である場合には紙面での回答も受け付けた²。

調査期間は次の2つを設定した。第1に2022年1月13日～2月4日、第2に2022年7月1日～8月31日である。2つの期間に分けた理由は、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の感染拡大等の影響を受け、第1の調査時期に実施した調査の回収率が著しく低かったため

1 河野（2007）では教育長と首長の接触行動について調査しており、村上・本田・小川（2019）では教育長と教育長職務代理者、その他の教育委員、首長との接触行動について調査している。

2 本調査は社会情報大学院大学倫理審査委員会の承認を得て実施した。

ある。全国の教育長の意識・行動に関する実態をより広く把握するために、第2の調査時期が2022年度とはなったが、2021年度時点の実態について回答を頂いた。

調査対象は全国1,785の教育委員会（広域連合・共同設置含む、一部事務組合除く）の教育長である。なお、第2の時期に調査を実施した際は、第1の時期に既に回答をしていた教育長は調査対象から除外した。調査依頼状や説明書を送付する際には、宛名を「教育長様（総務・学校教育主管課長様）」とした。その結果、回収率は2つの時期を合わせて、都道府県：36.2%（17/47）、市区町村：33.7%（586/1,738）となった。ただし、市区町村からの回答のうち1件のみ、2022年4月に就任した教育長からの回答があった。貴重な回答データではあるが、本調査は2021年度時点の教育長の意識・行動に関する実態把握を目指す調査であることから、当該教育長からの回答は集計対象から除外した。なお、集計の際には、都道府県と市区町村とを分けて集計することも考えられるが、本稿では紙幅の都合上、都道府県と市区町村とを区別することなく集計結果をまとめる。

3. 調査データの基礎集計結果

3-1. 本調査に回答した教育長に関する基礎情報整理

意識や行動に関する基礎集計前に、まずは本調査に回答いただいた教育長が勤務する地方政府の人口規模、及び教育長自身の属性について整理する。なお、全国データとの比較が可能なものについては比較を行い、本調査に回答いただいた教育長の属性や勤務する地方政府の特徴を把握する。

まず人口規模について整理したものが表1である。本調査の回答者が勤務する地方政府の人口規模を全国データと比較すると、特定の人口規模に回答者が偏っているということはなく、概ね全国データと割合が同一であった。

教育長の性別について整理した表2を検討すると、本調査の回答者と全国の教育長との間で割合に大きな差はなかった。一方で、教育長の年齢について整理した表3を検討すると、本調査の

表1：本調査に回答した教育長が勤務する市区町村と全国市区町村の人口規模の比較

| | 本調査 | | 全国 | |
|------------------|-----|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| ～4,999人 | 93 | 15.9% | 290 | 16.7% |
| 5,000～7,999人 | 47 | 8.0% | 161 | 9.2% |
| 8,000～14,999人 | 73 | 12.5% | 238 | 13.7% |
| 15,000～29,999人 | 91 | 15.6% | 284 | 16.3% |
| 30,000～49,999人 | 86 | 14.7% | 239 | 13.7% |
| 50,000～99,999人 | 81 | 13.8% | 248 | 14.2% |
| 100,000～299,999人 | 84 | 14.4% | 196 | 11.3% |
| 300,000～499,999人 | 12 | 2.0% | 50 | 2.9% |
| 500,000人～ | 18 | 3.1% | 35 | 2.0% |
| 合計 | 585 | 100.0% | 1741 | 100.0% |

【出所】「教育長の意識・行動に関する調査」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和4年1月1日時点）より筆者作成

（注）人口は総計、日本人住民、外国人住民のうち、総計を用いた。

表2：本調査に回答した教育長と全国の教育長の性別の比較

| | 本調査 | | 全国 | |
|-----|-----|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 男性 | 572 | 95.0% | 1671 | 94.4% |
| 女性 | 28 | 4.7% | 100 | 5.6% |
| 無回答 | 2 | 0.3% | — | — |
| 合計 | 602 | 100.0% | 1771 | 100.0% |

[出所] 「教育長の意識・行動に関する調査」及び文部科学省『教育行政調査』（令和3年度版）より筆者作成
 (注) 表中の「—」は該当するカテゴリがないことを示す。

表3：本調査に回答した教育長と全国の教育長の年齢の比較

| | 本調査（全体） | | 本調査（市区町村のみ） | | 全国 | |
|--------|---------|--------|-------------|--------|------|--------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 60歳未満 | 84 | 14.0% | 78 | 13.3% | 176 | 10.2% |
| 60～64歳 | 299 | 49.7% | 290 | 49.6% | 807 | 46.8% |
| 65～69歳 | 169 | 28.1% | 167 | 28.6% | 557 | 32.3% |
| 70歳以上 | 48 | 8.0% | 48 | 8.2% | 184 | 10.7% |
| 無回答 | 2 | 0.3% | 2 | 0.3% | — | — |
| 合計 | 602 | 100.0% | 585 | 100.0% | 1724 | 100.0% |

[出所] 表2と同じ

(注1) 表中の「—」は該当するカテゴリがないことを示す。

(注2) 公表データの制約上、全国データについては市区町村教育長の年齢分布のみを記載した。

表4：本調査に回答した教育長が現在勤務する地方政府に採用された年

| | 度数 | 割合 |
|----------|-----|--------|
| 1970年代以前 | 30 | 5.0% |
| 1980年代 | 99 | 16.4% |
| 1990年代 | 16 | 2.7% |
| 2000年代 | 18 | 3.0% |
| 2010年代 | 264 | 43.9% |
| 2020年代 | 161 | 26.7% |
| 無回答 | 14 | 2.3% |
| 合計 | 602 | 100.0% |

[出所] 「教育長の意識・行動に関する調査」より筆者作成。

表5：本調査に回答した教育長が最初に任命された年

| | 度数 | 割合 |
|------------|-----|--------|
| 2009年以前 | 14 | 2.3% |
| 2010～2014年 | 59 | 9.8% |
| 2015～2019年 | 278 | 46.2% |
| 2020～2022年 | 246 | 40.9% |
| 無回答 | 5 | 0.8% |
| 合計 | 602 | 100.0% |

[出所] 表4と同じ

回答者の方が、全国の教育長と比較して、やや年齢が低い傾向にあることがわかる。

本調査の回答者が現在勤務する地方政府に採用された年、現在勤務する地方政府で初めて教育長として任命された年についてまとめたものが順に表4、表5である。表4を検討すると、2010年代以降に当該地方政府に採用されたと回答した教育長が多く、年齢に関する回答結果と合わせて考えると、それまで他の地方政府等で勤務していたが、教育長として任命された際に、初めて当該地方政府に勤務するようになったという状況が多いことが推察される。表5の現在勤務する地方政府内で初めて教育長として任命された年について検討すると、2015年度以降の制度移行

表6：教育長として任命されるまでに経験した職と経験年数（N=602）

| | 0年 | | 1～5年 | | 6～10年 | | 11年以上 | | 無回答 | |
|------------------|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|
| | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 | 度数 | 割合 |
| 学校管理職（校長・副校長・教頭） | 151 | 25.1% | 98 | 16.3% | 202 | 33.6% | 149 | 24.8% | 2 | 0.3% |
| 教職員（校長・副校長・教頭除く） | 146 | 24.3% | 4 | 0.7% | 10 | 1.7% | 440 | 73.1% | 2 | 0.3% |
| 教育委員会事務局職員 | 126 | 20.9% | 130 | 21.6% | 178 | 29.6% | 166 | 27.6% | 2 | 0.3% |
| 知事・首長部局職員 | 456 | 75.8% | 31 | 5.2% | 4 | 0.7% | 109 | 18.1% | 2 | 0.3% |
| 文部科学省 | 590 | 98.0% | 7 | 1.2% | 0 | 0.0% | 3 | 0.5% | 2 | 0.3% |
| 文部科学省以外の中央省庁 | 596 | 99.0% | 3 | 0.5% | 0 | 0.0% | 1 | 0.2% | 2 | 0.3% |
| 民間企業 | 550 | 91.4% | 41 | 6.8% | 5 | 0.8% | 4 | 0.7% | 2 | 0.3% |
| その他 | 499 | 82.9% | 71 | 11.8% | 18 | 3.0% | 12 | 2.0% | 2 | 0.3% |

[出所] 表4と同じ

後に初めて任命された教育長が9割近くであった。制度の移行に伴って、知事・首長が教育長を直接任命できるようになったが、多くの地方政府で制度移行前の教育長が交代したことがわかる。

回答者が教育長として任命されるまでに経験した職及びその経験年数についてまとめたものが表6である。質問文は「あなたが教育長として任命されるまで、下記の職・組織についてそれぞれ何年経験されましたか。経験がない職については『0』とお答えください。月単位について、7か月以上は切り上げ、6か月未満は切り捨ててお答えください。」とした。表6を検討すると、経験年数の長短によらず、学校管理職や教職員、教育委員会事務局職員の経験がある教育長が多く、知事・首長部局職員や文部科学省、文部科学省以外の中央省庁、民間企業、その他の職の経験がある教育長は少なかったことがわかる。

令和3年度時点の『教育行政調査』の結果を参照すると、都道府県・市区町村合計で教職経験有の教育長は74.3%（1,315/1,771人）、教育行政経験有の教育長は82.4%（1,460/1,771人）、一般行政経験有の教育長は28.9%（511/1,771人）であった。この結果を本調査で得られたキャリアに関するデータと合わせて検討すると、教職経験有の教育長の割合については概ね同一であるが（教職員経験1年以上75.5%）、教育行政経験有の教育長、及び一般行政経験有の教育長の割合が本調査ではやや少ないことがわかる（教育委員会事務局職員経験1年以上：78.8%、知事・首長部局職員経験1年以上：24.0%）。

3-2. 2015年度の新教育委員会制度への移行に係る教育長の認識

2015年度の新教育委員会制度への移行後の知事・首長、議会議員との接触頻度の変化、知事・首長の影響力の変化に対する主観的認識を、2015年3月よりも前に教育長として任命されていた教育長73名を対象に尋ねた。質問文は順に「2015年度からの『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』施行後、総合教育会議や議会以外の場所での知事（回答者が市区町村教育長の場合、首長）や議会との接触は多くなったでしょうか、それとも少なくなったでしょうか。当てはまるものを一つお選びください。」「2015年3月以前と比べて、改正された2015年度からの『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』施行以降、知事（回答者が市区町村教育長の場合、首長）の教育政策形成に対する影響力は大きくなりましたか、それとも小さくなりましたか。当てはまるものを1つお選びください。」である。

集計結果をまとめた表7を参照すると、2015年度の制度移行があったとしても知事・首長、議会議員との接触頻度、及び知事・首長の影響力は「特に変わらない」と回答した教育長が最も多かった。ただし、接触頻度は少なくなった、あるいは影響力は小さくなったと回答した教育長

表7：2015年度以降の教育委員会制度移行後の知事・首長、議会議員への認識（N=73）

| | 度数 | 割合 |
|---------------------------|----|-------|
| 制度移行前後での知事・首長や議会との接触頻度の変化 | | |
| とても多くなった | 4 | 5.5% |
| 多くなった | 24 | 32.9% |
| 特に変わらない | 43 | 58.9% |
| 少なくなった | 0 | 0.0% |
| とても少なくなった | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 2 | 2.7% |
| 制度移行後の知事・首長の影響力の変化 | | |
| とても大きくなった | 4 | 5.5% |
| 大きくなった | 24 | 32.9% |
| 特に変わらない | 43 | 58.9% |
| 小さくなった | 0 | 0.0% |
| とても小さくなった | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 2 | 2.7% |
| 調査回答時点の知事・首長はあなたを任命した人か | | |
| はい | 57 | 78.1% |
| いいえ | 13 | 17.8% |
| 無回答 | 3 | 4.1% |

[出所] 表4と同じ

が全くいなかった点は1つ着目される点である。

なお、接触頻度や影響力の変化に関して、自身を任命した知事・首長が交代したことの影響を受けている可能性もあるため、本調査では調査回答時点での知事・首長は自身を任命した人かどうかを尋ねた。その結果「はい」と回答した教育長が8割近くであった。試みに調査回答時点の知事・首長が、自身を任命した人であるか否かと接触頻度の変化、及び影響力の変化に対する認識に関してクロス集計を行い、カイ二乗検定を行ったところ、統計的に有意な差は観察されなかった。

3-3. 教育政策過程における教育長と各アクターとの接触行動

次に教育政策過程における教育長の接触行動に関するデータを整理する。中央省庁を対象とした先行研究を参照し、接触行動を各アクターとの接触頻度、接触の向きから観察した（青木編2019, 村松2010）。質問文は「次にあげる人、組織、団体との接触の頻度を次の尺度から1つお選びください。接触とは議会や教育委員会、総合教育会議以外での政策調整や政策参照、施設訪問等を指します。」とし、接触の頻度を「まったくない」「ほとんどない（1ヶ月に1回未満）」「あまりない（1ヶ月に1回）」「ある程度（1週間に1回くらい）」「時々（数日に1回）」「頻繁に（毎日、いつも）」の6段階に設定した。議会や教育委員会、総合教育会議といったフォーマルな場面ではなく、会議以外のインフォーマルな場面での接触行動について調査したことは1つのポイントである。

接触頻度の選択肢のうち「まったくない」以外の選択肢を回答した教育長には、追加で「その際、こちらから働きかけることが多いですか、先方から働きかけてくることが多いですか。」という質問を尋ね「こちらから」「同じ位」「むこうから」の中から1つを回答していただいた。

表8：教育長の各アクターの接触頻度と接触の向き

| | 接触頻度 | | | | | | 接触の向き | | | | |
|------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|-------------------|---------------------|---------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | まったくない (1ヶ月に1回未満) | ほとんどない (1ヶ月に1回) | あまりない (1ヶ月に1回) | ある程度 (1週間に1回くらい) | 時々 (数日に1回) | 頻繁に (毎日、いつも) | 無回答 | こちらから | 同じ位 | むこうから | 無回答 |
| | | | | | | | | | | | |
| 都道府県知事・市区町村長 | 0(0.0%) | 14(2.3%) | 93(15.5%) | 220(36.5%) | 193(32.1%) | 77(12.8%) | 5(0.8%) | 172(28.8%) | 331(55.4%) | 57(9.6%) | 37(6.2%) |
| 副知事・副市区町村長 | 12(2.0%) | 40(6.6%) | 102(16.9%) | 197(32.7%) | 165(27.4%) | 67(11.1%) | 19(3.2%) | 167(29.3%) | 315(55.2%) | 45(7.9%) | 44(7.7%) |
| 知事・首長秘書、知事・首長公室長 | 73(12.1%) | 74(12.3%) | 107(17.8%) | 150(24.9%) | 111(18.4%) | 38(6.3%) | 49(8.1%) | 83(17.3%) | 225(46.9%) | 140(29.2%) | 32(6.7%) |
| 財政部局関連部局(知事・首長部局) | 50(8.3%) | 158(26.3%) | 186(30.9%) | 122(20.3%) | 56(9.3%) | 9(1.5%) | 21(3.5%) | 97(18.3%) | 223(42.0%) | 172(32.4%) | 39(7.3%) |
| 総務・人事関連部局(知事・首長部局) | 32(5.3%) | 135(22.4%) | 167(27.7%) | 170(28.2%) | 65(10.8%) | 20(3.3%) | 13(2.2%) | 63(11.3%) | 264(47.4%) | 189(33.9%) | 41(7.4%) |
| 政策・企画関連部局(知事・首長部局) | 28(4.7%) | 145(24.1%) | 197(32.7%) | 148(24.6%) | 61(10.1%) | 8(1.3%) | 15(2.5%) | 41(7.3%) | 276(49.4%) | 201(36.0%) | 41(7.3%) |
| 福祉関連部局(知事・首長部局) | 26(4.3%) | 142(23.6%) | 197(32.7%) | 168(27.9%) | 47(7.8%) | 13(2.2%) | 9(1.5%) | 41(7.2%) | 321(56.6%) | 161(28.4%) | 44(7.8%) |
| その他の知事・首長部局 | 42(7.0%) | 186(30.9%) | 195(32.4%) | 123(20.4%) | 30(5.0%) | 5(0.8%) | 21(3.5%) | 44(8.2%) | 272(50.5%) | 174(32.3%) | 49(9.1%) |
| 教育委員 | 13(2.2%) | 106(17.6%) | 282(46.8%) | 125(20.8%) | 45(7.5%) | 21(3.5%) | 10(1.7%) | 335(57.8%) | 179(30.9%) | 26(4.5%) | 39(6.7%) |
| 教育次長相当職 | 43(7.1%) | 3(0.5%) | 6(1.0%) | 10(1.7%) | 23(3.8%) | 394(65.5%) | 123(20.4%) | 18(4.1%) | 348(79.8%) | 44(10.1%) | 26(6.0%) |
| 教育委員会事務局局長級 | 45(7.5%) | 2(0.3%) | 2(0.3%) | 8(1.3%) | 23(3.8%) | 425(70.6%) | 97(16.1%) | 10(2.2%) | 370(80.4%) | 51(11.1%) | 29(6.3%) |
| 教育委員会事務局課長級 | 8(1.3%) | 0(0.0%) | 1(0.2%) | 21(3.5%) | 44(7.3%) | 500(83.1%) | 28(4.7%) | 17(3.0%) | 406(71.7%) | 106(18.7%) | 37(6.5%) |
| 所管学校の校長 | 1(0.2%) | 36(6.0%) | 138(22.9%) | 189(31.4%) | 163(27.1%) | 68(11.3%) | 7(1.2%) | 132(22.2%) | 359(60.4%) | 71(12.0%) | 32(5.4%) |
| 所管学校の副校長・教頭 | 32(5.3%) | 178(29.6%) | 208(34.6%) | 93(15.5%) | 69(11.5%) | 15(2.5%) | 7(1.2%) | 239(42.5%) | 171(30.4%) | 116(20.6%) | 37(6.6%) |
| 所管学校の教諭 | 115(19.1%) | 280(46.5%) | 133(22.1%) | 47(7.8%) | 14(2.3%) | 2(0.3%) | 11(1.8%) | 245(51.5%) | 105(22.1%) | 87(18.3%) | 39(8.2%) |
| 文教施設職員(文化施設・社会教育施設・スポーツ施設) | 42(7.0%) | 126(20.9%) | 137(22.8%) | 126(20.9%) | 82(13.6%) | 71(11.8%) | 18(3.0%) | 97(17.9%) | 245(45.2%) | 163(30.1%) | 37(6.8%) |
| 地方議会議員 | 23(3.8%) | 216(35.9%) | 228(37.9%) | 101(16.8%) | 18(3.0%) | 4(0.7%) | 12(2.0%) | 33(5.8%) | 185(32.6%) | 314(55.4%) | 35(6.2%) |
| 文部科学省職員 | 452(75.1%) | 113(18.8%) | 12(2.0%) | 5(0.8%) | 2(0.3%) | 0(0.0%) | 18(3.0%) | 42(31.8%) | 33(25.0%) | 45(34.1%) | 12(9.1%) |
| 他都道府県教育関係職員(教育長含む) (回答者が市区町村教育長の場合は他市区町村教育関係職員) | 25(4.2%) | 182(30.2%) | 245(40.7%) | 92(15.3%) | 44(7.3%) | 2(0.3%) | 12(2.0%) | 22(3.9%) | 475(84.1%) | 39(6.9%) | 29(5.1%) |
| 他都道府県の教育関係以外の職員(回答者が市区町村教育長の場合、他市区町村の教育関係以外の職員) | 354(58.8%) | 181(30.1%) | 42(7.0%) | 10(1.7%) | 3(0.5%) | 0(0.0%) | 12(2.0%) | 22(9.3%) | 120(50.9%) | 72(30.5%) | 22(9.3%) |
| 市区町村の教育委員会職員(教育長含む) (回答者が市区町村教育長の場合、都道府県の教育委員会職員) | 62(10.3%) | 223(37.0%) | 193(32.1%) | 76(12.6%) | 37(6.2%) | 3(0.5%) | 8(1.3%) | 64(12.0%) | 261(49.1%) | 175(32.9%) | 32(6.0%) |
| 市区町村首長部局職員(回答者が市区町村教育長の場合、都道府県知事部局職員) | 378(62.8%) | 175(29.1%) | 22(3.7%) | 10(1.7%) | 2(0.3%) | 0(0.0%) | 15(2.5%) | 37(17.7%) | 63(30.1%) | 85(40.7%) | 24(11.5%) |
| PTA関係者 | 77(12.8%) | 324(53.8%) | 142(23.6%) | 32(5.3%) | 13(2.2%) | 0(0.0%) | 14(2.3%) | 64(12.5%) | 189(37.0%) | 223(43.6%) | 35(6.9%) |
| NPO | 213(35.4%) | 272(45.2%) | 78(13.0%) | 21(3.5%) | 2(0.3%) | 1(0.2%) | 15(2.5%) | 15(4.0%) | 110(29.4%) | 217(58.0%) | 32(8.6%) |
| 民間企業 | 128(21.3%) | 305(50.7%) | 119(19.8%) | 33(5.5%) | 4(0.7%) | 1(0.2%) | 12(2.0%) | 22(4.8%) | 106(22.9%) | 302(65.4%) | 32(6.9%) |
| マスコミ・報道 | 87(14.5%) | 268(44.5%) | 161(26.7%) | 60(10.0%) | 15(2.5%) | 5(0.8%) | 6(1.0%) | 42(8.3%) | 148(29.1%) | 287(56.4%) | 32(6.3%) |

[出所] 表4と同じ

以上の質問文について、合計 26 の教育政策形成に関与しうるアクターを対象に回答してもらい、その結果を表 8 にまとめた。まず接触頻度について検討すると、接触頻度が多いと回答された（「時々」「頻繁に」の回答割合が高い）アクターは教育次長相当職、教育委員会事務局部長級、教育委員会事務局課長級であり、接触の向きはいずれも「同じ位」という回答が最も多かった。ただし、教育次長相当職、教育委員会事務局部長級については無回答の割合も高くなっている。このことについては、人口規模が小さな地方政府では該当する役職がないために無回答とした教育長もいれば、該当する役職がないゆえに「まったくない」と回答した教育長の両者がいることが考えられ、両者を区別できないという点は留意が必要である。

接触頻度が多くも少なくもないと回答された（「あまりない」「ある程度」の回答割合が高い）アクターは、都道府県知事・市区町村長、副知事・副市区町村長、知事・首長秘書又は知事・首長公室長、知事・首長部局職員（財政、総務・人事、政策・企画、福祉、その他のいずれも）、教育委員、所管学校の校長、副校長・教頭、文教施設職員、他都道府県（回答者が市区町村教育長の場合には、他市区町村）の教育関係職員（教育長含む）³であった。接触の向きに関して、教育委員、副校長・教頭については「こちらから」という回答が、地方議会議員については「むこうから」という回答が、それ以外のアクターについては「同じ位」という回答が最も多かった。

次に接触が全くないわけではないが、調査したアクターの中では接触頻度が相対的に少ないと回答された（「まったくない」「ほとんどない」の回答割合が高い）アクターは所管学校の教諭、文部科学省職員、他都道府県（回答者が市区町村教育長の場合には、他市区町村）の教育関係以外の職員、市区町村の教育委員会職員（教育長含む）及び首長部局職員（回答者が市区町村教育長の場合には、都道府県の教育委員会職員（教育長含む）及び知事部局職員）⁴、PTA 関係者、NPO、民間企業、マスコミ・報道であった。接触の向きに関して、文部科学省職員については「こちらから」と「むこうから」の割合が同程度であった。所管学校の教諭については「こちらから」という回答が、市区町村の首長部局職員又は都道府県の知事部局職員、PTA 関係者、NPO、民間企業、マスコミ・報道については「むこうから」という回答が、そのほかのアクターについては「同じ位」という回答が多かった。なお、文部科学省職員との接触については 75.1% の教育長が「まったくない」と回答したが、これは回答者として都道府県教育長よりも市区町村教育長の方が多かったことが 1 つの理由としてあげられる。

3-4. 教育長の財政認識

次に教育長の財政認識について、重視する財源と、現在勤務する地方政府の財政状況に対する認識という 2 つの観点から整理する⁵。

まず、教育長が教育行政にとって重要であると認識する財源について整理する。調査では「今後、貴自治体の教育行政を進める上で、次の財源はどの程度重要だと思われますか。それぞれの財源について、あなたのご意見に近いものを 1 つお選びください。」という質問文を設定した。質問に対する回答結果をまとめたものが表 9 である。表 9 を検討すると、教育長は教育行政運営にとって、いずれの財源も重要視しているが、その中でも特に地方交付税、国庫補助負担金を重視して

3 水平的政府間関係における教育関係職員との接触行動を尋ねたものである。「他都道府県（回答者が市区町村教育長の場合には他市区町村）の教育関係以外の職員」についても同様である。

4 垂直的政府間関係における教育長の接触行動を尋ねたものである。

5 財政認識に関する質問項目については、北村（2009）を参照した。

いることがわかる。地方税などの独自財源、その他（寄附金など）も「大変重要である」と回答した教育長が半数以上であったが、地方交付税と国庫補助負担金に比べると「現状のままでよい」と回答した教育長が多い。

続いて、現在勤務する地方政府の財政状況の認識についてであるが、調査では「貴自治体の現在の財政状況について、どのように認識されていますか。当てはまるものを1つお選びください。」という質問文を設定した。質問への回答結果を整理した表10を検討すると「厳しい状況だが、数年辛抱すれば乗り切れる」という回答が最も多く、次いで「ほぼ健全であり、特に厳しさは感じていない」という回答が多かった。

表9：教育長が重視する財源（N=602）

| | 大変重要である | 現状のままでよい | 重要ではない | 無回答 |
|------------|------------|------------|----------|----------|
| 地方交付税 | 525(87.2%) | 38(6.3%) | 7(1.2%) | 32(5.3%) |
| 国庫補助負担金 | 543(90.2%) | 27(4.5%) | 2(0.3%) | 30(5.0%) |
| 地方税などの独自財源 | 462(76.7%) | 96(16.0%) | 3(0.5%) | 41(6.8%) |
| その他（寄附金など） | 349(58.0%) | 179(29.7%) | 25(4.2%) | 49(8.1%) |

[出所] 表4と同じ

表10：勤務する地方政府の財政状況の認識

| | 度数 | 割合 |
|--------------------------|-----|--------|
| 危機的であり、従来の財政再建手法では乗り切れない | 89 | 14.8% |
| 厳しい状況だが、数年辛抱すれば乗り切れる | 337 | 56.0% |
| ほぼ健全であり、特に厳しさは感じていない | 159 | 26.4% |
| 無回答 | 17 | 2.8% |
| 合計 | 602 | 100.0% |

[出所] 表4と同じ

表11：教育長にとって理解・協力が得られやすいアクター

| | 理解・協力が得られやすいアクター | | | 調整が困難なアクター | | |
|---------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 1番目 | 2番目 | 3番目 | 1番目 | 2番目 | 3番目 |
| 知事・首長 | 201(33.4%) | 150(24.9%) | 151(25.1%) | 33(5.5%) | 24(4.0%) | 37(6.2%) |
| 地方議会議員 | 1(0.2%) | 15(2.5%) | 82(13.6%) | 138(22.9%) | 102(16.9%) | 82(13.6%) |
| 教育委員 | 228(37.9%) | 220(36.5%) | 91(15.1%) | 3(0.5%) | 6(1.0%) | 5(0.8%) |
| 財政部局 | 2(0.3%) | 9(1.5%) | 28(4.7%) | 247(41.0%) | 118(19.6%) | 68(11.3%) |
| 総務・人事部局 | 1(0.2%) | 7(1.2%) | 23(3.8%) | 12(2.0%) | 95(15.8%) | 64(10.6%) |
| 政策・企画部局 | 0(0.0%) | 5(0.8%) | 16(2.7%) | 13(2.2%) | 51(8.5%) | 68(11.3%) |
| 福祉部局 | 0(0.0%) | 2(0.3%) | 5(0.8%) | 5(0.8%) | 11(1.8%) | 16(2.7%) |
| その他の知事・首長部局 | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 6(1.0%) | 5(0.8%) | 6(1.0%) | 22(3.7%) |
| 所管学校の校長会 | 148(24.6%) | 145(24.1%) | 124(20.6%) | 6(1.0%) | 13(2.2%) | 19(3.2%) |
| 所管学校の副校長会・教頭会 | 2(0.3%) | 26(4.3%) | 33(5.5%) | 0(0.0%) | 3(0.5%) | 3(0.5%) |
| 所管文教施設 | 1(0.2%) | 2(0.3%) | 8(1.3%) | 1(0.2%) | 3(0.5%) | 6(1.0%) |
| 地域住民・保護者 | 1(0.2%) | 1(0.2%) | 10(1.7%) | 50(8.3%) | 62(10.3%) | 71(11.8%) |
| NPOや企業等の外部機関 | 0(0.0%) | 2(0.3%) | 3(0.5%) | 20(3.3%) | 15(2.5%) | 20(3.3%) |
| その他 | 2(0.3%) | 2(0.3%) | 1(0.2%) | 7(1.2%) | 5(0.8%) | 6(1.0%) |
| 無回答 | 15(2.5%) | 16(2.7%) | 21(3.5%) | 62(10.3%) | 88(14.6%) | 115(19.1%) |
| 合計 | 602(100.0%) | 602(100.0%) | 602(100.0%) | 602(100.0%) | 602(100.0%) | 602(100.0%) |

[出所] 表4と同じ

3-5. 理解・協力が得られやすいアクターと調整が困難なアクター

次に「教育政策形成や執行について、理解や協力が得られやすいのは次のうちどれでしょうか。あなたが理解と協力を得やすいと思われる順に3つお選びいただき、当てはまる箇所に『○』を記入してください。」「教育政策形成や執行について、次のどことの調整が一般的にいて困難でしょうか。あなたが困難だと思われる順に3つお選びいただき、当てはまる箇所に『○』を記入してください。」という2つの質問への回答をもとに、教育政策過程で教育長が理解・協力を得やすいと認識するアクターと、調整が困難だと感じるアクターについて整理する。

表11から理解・協力を得られやすいと感じているアクターについて検討すると、知事・首長や教育委員、所管学校の校長会と回答した教育長が多かった。一方で調整が困難であると感じているアクターについては財政部局、地方議会議員、地域住民・保護者と回答した教育長が多かった。

3-6. 教育長の政策選好

次に教育長の政策選好を表12から検討する。本調査では政策選好に関して「あなたは次の教育行政に関するそれぞれの相対する文章について、どちらに近いお考えをもちますか？当てはまるものを1つお選びください。」という質問文を設定し、教育政策に関する11の相対する2つの文を作成した。そして、どちらに考えが近いかを回答いただくことで、政策選好の把握を試みた⁶。

表12から次の9点の政策選好をもつ教育長が多いことがうかがえる（以下の括弧内は表12の各文の番号に対応）。第1に教育長は公私を問わず教育への財政拡充をするべきと考えていること（2-Bと3-B）、第2にあらゆる人々を平等に支援するべきと考えていること（4-B）、第3に多様な学校（フリースクール等）の設置を進めるべきと考えていること（5-A）、第4に事前規制を緩和し、事後的な評価により教育の質を問うべきと考えていること（6-A）、第5に多様なアクターに権力を分散させて意思決定すべきと考えていること（7-A）、第6に国は地方に対してもっと分権的になるべきと考えていること（8-A）、第7に国からの財政移転を拡充させるべきと考えていること（9-B）、第8に教育行政と一般行政との連携を進めるべきと考えていること（10-A）、第9に専門性よりも民主性を重視して教育行政を運用すべきと考えていることである（11-A）。なお、政府の管理を撤廃・縮小すべきか否かについては、回答がそれぞれ同程度であり意見が分かれた（1-Aと1-B）。

3-7. 教育長の出身地と現在の勤務地の関係性、学歴、家族

次に教育長の出身地と現在の勤務地の関係性、学歴、及び教員として働く教育長の家族について順に整理する。まず出身地については「15歳の頃、あなたはどちらにお住まいでしたか。当てはまるものを1つお選びください。」という質問項目に対し、47都道府県又は海外の中から1つ選択してもらった。そして、回答いただいた都道府県が、現在の勤務地と同じかどうかを検討した。その集計結果を示した表13を検討すると、9割を超える教育長が出身地と同じ都道府県で勤務していることがわかる。

教育長の学歴については「あなたが最後に卒業・修了した学校は次のどちらですか。当てはまるものを1つお選びください。」という質問文を設定した。この質問に対して「大学院（博士）（専門職含む）」「大学院（修士）（専門職含む）」「大学」と回答した教育長には「次のうち、あなた

6 政策選好の項目の設定にあたっては、村上・橋野（2020）を参照し、教育行政学における対立軸を整理した。

表 12：教育長の政策選好

| (A) | A | どちらかと いうとA | どちらかと いうとB | B | (B) | 無回答 |
|----------------------------------------------------------|------------|---------------|---------------|------------|----------------------------------------------------------|----------|
| 1-A.教育は個人の自由に委ね、 政府の管理は徹底・縮小すべきだ | 16(2.7%) | 281(46.7%) | 252(41.9%) | 17(2.8%) | 1-B.教育は個人の自由に委ねるのではなく 政府によって管理すべきだ | 36(6.0%) |
| 2-A.政府は公教育（公立学校、学校教育） に財政支出を拡充すべきではない | 7(1.2%) | 4(0.7%) | 111(18.4%) | 462(76.7%) | 2-B.政府は公教育（公立学校、学校教育） に財政支出を拡充すべきだ | 18(3.0%) |
| 3-A.政府は私教育（私立学校、家庭教育） に財政支出を拡充すべきではない | 8(1.3%) | 106(17.6%) | 322(53.5%) | 134(22.3%) | 3-B.政府は私教育（私立学校、家庭教育） に財政支出を拡充すべきだ | 32(5.3%) |
| 4-A.政府は支援すべき層（貧困家庭等）を 特定し、その人々のみを対象として支援 すべきだ | 19(3.2%) | 182(30.2%) | 269(44.7%) | 105(17.4%) | 4-B.政府は支援する層を特定せず、あらゆる 人々を等しく支援すべきだ | 27(4.5%) |
| 5-A.政府は多様なニーズに応えるために多 様な学校（フリースクール等）の設置を 進めるべきだ | 102(16.9%) | 383(63.6%) | 80(13.3%) | 5(0.8%) | 5-B.政府は社会的分断を引き起こしうる多 様な学校（フリースクール等）の設置は 止めるべきだ | 32(5.3%) |
| 6-A.政府は学校の教育や設置に対し、事前 の規制を緩和し、事後的な評価により、 質を問うべきだ | 84(14.0%) | 282(46.8%) | 179(29.7%) | 25(4.2%) | 6-B.政府は学校の教育や設置に対し、事前 に規制を設け、質確保を図るべきだ | 32(5.3%) |
| 7-A.教育政策を立案・形成・決定するにあ たっては、政策に関わる多様な者に権力を 分散させるべきだ | 91(15.1%) | 356(59.1%) | 119(19.8%) | 4(0.7%) | 7-B.教育政策を立案・形成・決定するにあ たっては、政策に関わる特定の者に権力を 集中させるべきだ | 32(5.3%) |
| 8-A.国はもっと地方に対して事務執行上の 権限を委譲し、分権的になるべきだ | 170(28.2%) | 364(60.5%) | 34(5.7%) | 0(0.0%) | 8-B.国はもっと地方に対して事務執行上の 権限を縮小し、集権的になるべきだ | 34(5.7%) |
| 9-A.国は地方に対してもっと財政移転を 削減すべきだ | 19(3.2%) | 37(6.2%) | 294(48.8%) | 215(35.7%) | 9-B.国は地方に対してもっと財政移転を拡 充すべきだ | 37(6.2%) |
| 10-A.教育行政はもっと一般行政との連携 を進めるべきだ | 144(23.9%) | 295(49.0%) | 103(17.1%) | 29(4.8%) | 10-B.教育行政はもっと一般行政からの独 立性を高めるべきだ | 31(5.2%) |
| 11-A.教育行政は主権者の意思を重視する 民主性を尊重して運用すべきだ | 85(14.1%) | 302(50.2%) | 168(27.9%) | 6(1.0%) | 11-B.教育行政は専門家の意思を重視する 専門性を尊重して運用すべきだ | 41(6.8%) |

[出所] 表 4 と同じ

表 13：出身地と現在の勤務地の関係性

| | 度数 | 割合 |
|----------------|-----|--------|
| 出身地と現在の勤務地が同一 | 545 | 90.5% |
| 出身地と現在の勤務地が異なる | 42 | 7.0% |
| 無回答 | 15 | 2.5% |
| 合計 | 602 | 100.0% |

[出所] 表 4 と同じ

表 14：教育長の最終学歴（N=602）

| | 度数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| 最終学歴 | | |
| 大学院（博士）（専門職含む） | 3 | 0.5% |
| 大学院（修士）（専門職含む） | 49 | 8.1% |
| 大学 | 503 | 83.6% |
| 高等学校 | 29 | 4.8% |
| その他 | 11 | 1.8% |
| 無回答 | 7 | 1.2% |
| 働き始めてから卒業・修了したか | | |
| はい | 73 | 12.1% |
| いいえ | 496 | 82.4% |
| 無回答 | 33 | 5.5% |

[出所] 表 4 と同じ

表 15：卒業・修了した学部・研究科（N=555）（複数回答）

| | 度数 | 割合 |
|--------------------|-----|-------|
| 教員養成学部（教員養成単科大学含む） | 203 | 36.6% |
| 教員養成学部を除く教育学部 | 44 | 7.9% |
| 教職大学院の研究科 | 24 | 4.3% |
| 教職大学院以外の教育学研究科 | 16 | 2.9% |
| その他の学部・研究科 | 228 | 41.1% |

[出所] 表 4 と同じ

表 16：教員として働く教育長の家族（複数回答）

| | 度数 | 割合 |
|-------------------------|-----|-------|
| 教員として働いている家族（N=602） | | |
| いない | 260 | 43.2% |
| 父（義理の父を含む） | 55 | 9.1% |
| 母（義理の母を含む） | 25 | 4.2% |
| 祖父 | 23 | 3.8% |
| 祖母 | 2 | 0.3% |
| 配偶者（事実婚を含む） | 167 | 27.7% |
| 子ども | 167 | 27.7% |
| 兄弟姉妹 | 56 | 9.3% |
| 教員として働いている子どもの人数（N=167） | | |
| 1人 | 117 | 70.1% |
| 2人 | 39 | 23.4% |
| 3人以上 | 8 | 4.8% |
| 無回答 | 3 | 1.8% |
| 教員として働いている兄弟姉妹の人数（N=56） | | |
| 1人 | 39 | 69.6% |
| 2人 | 11 | 19.6% |
| 3人以上 | 5 | 8.9% |
| 無回答 | 1 | 1.8% |

[出所] 表 4 と同じ

の卒業・修了した学部・研究科に含まれるものを全てお選びください。」という質問に、当てはまる学部・研究科を全て回答していただいた。そして、全ての教育長に対して「最後に卒業・修了した学校は、あなたが働き始めた後に卒業・修了されたものですか。」という質問文に対し「はい」「いいえ」から、当てはまるものを回答していただいた。

以上の質問への回答結果を整理したものが表14、表15である。表14から教育長の最終学歴を検討すると、8割以上の教育長が大卒であることがわかる。最終学歴が高等学校である教育長は4.8%、修士号を保有している教育長は8.1%、博士号を保有している教育長は0.5%であった。最後に卒業・修了した学校について、働き始めてから卒業・修了したと回答した教育長の割合は12.1%であった。表15から卒業・修了した学部・研究科について検討すると、教育学系の中では教員養成学部を卒業した教育長が多く、大学院については教職大学院の研究科を修了した教育長が多かった。ただし、全体的には「その他の学部・研究科」と回答した教育長が最も多かった。

続いて、教員として働く教育長の家族について検討する。調査では「あなたのご家族の中に、教員としてご活躍されている方はいますか？当てはまる方を全てお選びください。また、お子様や兄弟姉妹の中に教員の方がいらっしゃる場合、人数も合わせてお答えください。」という質問文を設定した。この質問に対する回答結果を表16に整理した。表16を検討すると、「いない」と回答した教育長が43.2%と最も多かった。家族の中に教員がいる場合には、配偶者や子どもが教員である教育長が多く、それぞれ27.7%であった。教員として働いている子どもの人数、兄弟姉妹の人数はそれぞれ1人が最も多く、次いで2人、3人以上が順に多かった。

4. 知見の整理と今後の研究課題

ここまで筆者が実施した「教育長の意識・行動に関する調査」の集計結果をまとめてきたが、本稿が着目する意識と行動に関する得られた知見として、以下の3点を整理する。

第1に行動に関して、教育政策過程に関わりうる各アクターとの接触頻度、接触の向きから把握を試みた。最も接触頻度が多かったのは教育委員会事務局内の職員であり、次いで知事・市区町村長や副知事・副市区町村長、知事・首長部局職員、教育委員、所管学校の校長、副校長・教頭、地方議会議員等との接触頻度が多かった。接触の向きについて、多くのアクターに対して「同じ位」との回答が多かったが、教育委員や副校長・教頭については「こちらから」という回答が多く、地方議会議員については「むこうから」という回答が多かった。一方で、所管学校の教諭、文部科学省職員、NPO、民間企業等、ルーティン的な接触が少ないアクターの存在も明らかになった。

第2に理解・協力が得られやすいと感じるアクターと調整が困難であると感じるアクターについてである。理解・協力が得られやすいアクターとして知事・市区町村長、教育委員、所管学校の校長会をあげる教育長が多く、一方で調整が困難なアクターとして財政部局、地方議会議員、地域住民・保護者をあげる教育長が多かった。

第3に政策選好についてである。教育長は教育政策への財政拡充を望み、あらゆる人々を平等に支援することを志向するという1つの政策選好が明らかになった。そのほか、事前規制ではなく事後的な評価により教育の質を問うべきと考えていること、国は地方に対してもっと分権的になるべきであると考えていること、教育政策の意思決定に当たっては多様な者に権力を分散させ、一般行政との連携を進め、民主性を尊重する必要があると考えていること等がうかがえた。

最後に今後の研究課題について、次の2点をあげる。

第1に教育長の意識や行動が、いかにして教育政策形成に結びつくのかを分析することである。地方政府ごとの予算データや教育政策に関する情報を収集し、本調査のデータと組み合わせた分析を行うことで、このような課題にアプローチすることが可能になると考えられる。

第2にどのような要因によって教育長の意識や行動が規定されるのかを明らかにすることである。この点については本調査データを統計的に分析するというに加えて、質的方法論を用いて、現在の意識をもつようになった経緯や、具体的な接触内容やその上での課題について把握していくことも研究上有益であろう。

【謝 辞】

御多用の折にも関わらず、本調査への回答に御協力を頂きました教育長を始め、教育委員会関係職員の皆様に感謝申し上げます。

調査票の設計に当たっては、青木栄一教授（東北大学）、原崎竜一様（社会構想大学院大学院生・当時）より貴重なコメントを頂きました。記して感謝申し上げます。

本研究は、JSPS 科研費（20K22177、22K13632）の助成を受けたものです。

【参考文献】

- 阿内春生（2021）『教育政策決定における地方議会の役割 — 市町村の教員任用を中心として —』早稲田大学出版部。
- 青木栄一（2013）『地方分権と教育行政 — 少人数学級編制の政策過程 —』勁草書房。
- 青木栄一編（2019）『文部科学省の解剖』東信堂。
- 河野和清（2007）『市町村教育長のリーダーシップに関する研究』多賀出版。
- 北村亘（2009）「地方分権改革と基礎自治体の財政認識」『阪大法学』60巻3号, 525 - 546頁。
- 佐々木幸寿（2006）『市町村教育長の専門性に関する研究』風間書房。
- 露口健司・藤原文雄編（2021）『子供の学力とウェルビーイングを高める教育長のリーダーシップ — 校長、教職員、地域住民を巻き込む分散型リーダーシップの効果 —』学事出版。
- 堀和郎・柳林信彦（2009）『教育委員会制度再生の条件 — 運用実態の実証的分析に基づいて —』筑波大学出版会。
- 村上祐介（2011）『教育行政の政治学 — 教育委員会制度の改革と実態に関する実証的研究 —』木鐸社。
- 村上祐介・橋野晶寛（2020）『教育政策・行政の考え方』有斐閣。
- 村上祐介・本田哲也・小川正人（2019）「新教育委員会制度とその運用実態に関する首長・教育長の意識と評価 — 2017年全国市区町村調査の結果から —」『東京大学大学院教育学研究科研究紀要』58巻, 535 - 562頁。
- 村松岐夫（2010）『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』東洋経済新報社。
- Alsbury, T. L. (2008) "School Board Member and Superintendent Turnover and the Influence on Student Achievement: An Application of the Dissatisfaction Theory", *Leadership and Policy in Schools*, 7, pp.202-229.
- Aoki, E. & Henig, J. R. (2022) "Mayoral Control and School Superintendents: Lessons from Japan", *Teachers College Record*, 124(9), pp.175-198.

（受理日：令和5年2月24日）